

ドイツにおける「社会の科学」と社会思想 —— ローレンツ・フォン・シュタインの社会学 ——

加藤善夫

1.

社会学とは如何なる科学かを確定するためには歴史的な考察が必須であり、その来歴が問われなければならない。ここに社会学史研究への要請が存在するのであり、社会学史の本来の課題は「過去から現在にいたる社会学説の歴史的批判を通じて社会学の学問的構成を基礎づける¹⁾」ことと言えよう。しかし、それに際して従来しばしば用いられてきた社会的存在との関連において把握するイデオロギ的方法だけでなく、さらに社会思想および他の諸科学との関連をも留意することが必要である。社会学は比較的遅れて発達した科学であり、それゆえ他の社会科学とどのような関係にあったかは社会学自身が一つの社会科学であるため等閑に付すことはできない²⁾。そして社会学の成立を問題にする場合、社会思想と他の諸科学との関連が重要性を帯びてくる。というのは思想から科学としての一定の形式的な学問的構成への転化³⁾および一つの独立の科学としてその時代の学問分類表の中に明確な位置を占めることが問題となるからである⁴⁾。

主体的条件である個人の確立と共に客体的条件をなす社会とが社会学成立の前提条件であるが、その成立は社会のプロブレマティク化が既存の諸科学によって対処不可能となったとき実現するのであり、このことは学問の内在的論理にのみ従うのではなく、社会そのものの要求に根ざすことの認識が必須となろう⁵⁾。

社会学の成立を19世紀前半の近代市民社会の危機的段階の自然法的な個人主義的社会理論に代って導入された有機体的な社会理論として把握することが可能であろう⁶⁾。それはコントやスペンサーのいわゆる総合社会学である。一方「ドイツ社会学の創設者」とされるローレンツ・フォン・

シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-90) をドイツにおける社会学成立の問題として設定し検討してゆきたい⁷⁾。彼の世代はドイツ観念論、歴史学派、ロマンティーク、社会的政治的な事件、および西ヨーロッパの実証主義などの社会的環境下に成長したのであるが、これらを次に概観しよう⁸⁾。

2.

ドイツの後進性と啓蒙的理性の裏切りを示したフランス革命以後の歴史的展開への反撥とが基盤となってロマン主義と歴史主義が発生する。前者は18世紀合理主義批判を基軸とし、ウィーン体制の思想として復古的なカソリックの普遍主義や「中世の理想化⁹⁾」に到達し、個人より全体が先行するものとされ、国家有機体説が展開されてドイツ的精神の源流となるのである。後者はドイツ近代歴史学と歴史法学とによって確立され、各時代の個性化的考察と歴史の発展の概念とを特色としたが、反合理主義的思想で保守的精神に貫かれていた。そしてこれは社会科学全般に歴史科学としての自覚をもたらしたのである。歴史的観念を欠く自然法思想に反対して成立した歴史法学は法の歴史的研究を特色としたが、社会のそれを全面的に代表するかの如き様相を呈していた。そして19世紀中葉に展開された歴史主義の社会科学を代表する旧歴史学派経済学はイギリス古典経済学批判を眼目とし国民と国民経済を有機体と把握し、歴史的方法で国民経済の発展法則を樹立したが発展的な類型にすぎず稔りなきものであった。しかし、留意すべきは「国民経済はそれ自体独立の生活領域としてでなく、法、道徳、習俗その他のものとの有機的一体関係において理解されなければならない¹⁰⁾」と主張された点であり、こ

1) 新明正道「社会学史」1951、7頁

2) A.W.Small, *Origins of Sociology*, 1924, p.10f.

3) 新明正道「社会学史概説」1954、3-4頁

4) 清水幾太郎「社会と個人」1956、30頁

5) 同上、31頁

6) 同上、77頁以下

7) H.Nitzschke, *Die Geschichtsphilosophie Lorenz von Steins*, 1932, S.9, S.137, E.Angermann, *Zwei Typen des Ausgleichs gesellschaftlicher Interessen durch die Staatsgewalt (W.Conze, hg., Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848, 1962, S.205)* K.Mengelberg, *Lorenz von Stein and His Contribution to Historical Sociology (Journal of the History of Ideas, Vol.22, No.2, April-June, 1961, p.268)*

8) H.Nitzschke, *op. cit.*, S.116

9) W.Windelband, *Die Philosophie im deutschen Geistesleben des XIX. Jahrhunderts*, 1909, S.33

10) 大河内一男「歴史学派と社会科学」(社会科学講座第二巻『社会科学の諸系譜』1950、49頁)

れはまた一社会科学としての旧歴史学派経済学の存立を危うからしめる理由ともなったのである。ヒルデブラントが社会主義経済学説を批判し貧困という社会問題の解決を意図したことは、旧歴史学派経済学の転換の兆しを示したもので、後の新歴史学派経済学への接近が看取できるのである。また当時、ヘーゲル哲学は圧倒的な影響を持ち、シュタインもまたその学徒として「ヘーゲル学派中央派」と言われた。¹¹⁾ヘーゲルは市民社会を国家へと止揚し、この国家の立憲君主制への成熟は近代世界の業績であると断言してプロシヤ官僚国家の是認に至るのである。¹²⁾

フランスへ留学したシュタインはサン・シモン、フーリエの理論を熱心に研究し深く印象づけられたのである。¹³⁾当時のフランスの社会思想はフランス革命の伝統と産業革命の進展とを土台にして資本主義批判を展開した。フーリエ主義者コンシデランは資本家とプロレタリアの階級的敵対の公式化、サン・シモン主義者は相続権の廃止、能力中心の分配原理、生産の国家的組織化を提唱した。資本主義の発展過程において、没落しつつあった小生産者の社会思想家はカベーヤルイ・ブランであった。ユートピアンとして共産主義を考案した前者に対しルイ・ブランは組合原理により国家社会主義的性格を示した。すなわち、普通選挙による国家の民主化、国家による社会工場の運営、そして全産業国有化への平和的移行を構想したのである。以上のフランス社会思想の共通点としてその実現を社会の指導階級に求めたことと、私有財産制が否定されることはなかったということの二点が指摘できよう。

予定調和を信念とした古典派経済学は19世紀に入ると解体へ歩み出し、産業革命が進展したイギリスでは社会的混乱が顕著になり、革命後のフランスも理性の王国とは無縁な社会となり、鋭い階級対立が現出したのである。しかるに後進ドイツは市民社会は未発達であり、国家統一によって資本主義の育成を企図しなければならなかった。ドイツ人にとっては英仏の先例の結果、市民社会は不信物でありそれは国家により超越されるべきであると考えられ、そ

こには「国民国家の理念の発展¹⁴⁾」がみられると共に国家は民族国家として獲得されねばならず、ここに民族の問題が提出されざるを得なかった。

こうした情勢のなかで19世紀中葉に社会主義と社会学が誕生し、経済的原則により「人民」すなわちプロレタリアートの概念がたてられたのである。¹⁵⁾自然法的社会理論の破産ののち、社会問題の解決を目的するのであるが、ここで回顧的に中世を雛型として社会有機体説が導入され優れた全体性として社会を研究する傾向が現われてくる。ここに市民階級の有機体説による自己武装の緊要な要請が読み取られ、こうしてレアールなもの=個人主義の原理を全体主義的な有機体的調和=イデアールなものにより隠蔽しようという試みが社会学の誕生として現出する。¹⁶⁾そしてフランスには個人主義的社会理論が存在したが故にコント社会学が兎に角成立し得たが、ドイツでは民族国家が要求されていたため民族的全体—Gemeinschaft—を純粹にレアールなものとして招来することができ、それは一見社会学の成立にとり有利な面と思われた。しかし個人主義的社会理論が不在のためドイツの諸社会科学の成立地盤が共通であり、歴史学派経済学、歴史法学が社会学の課題を代行するような様相を呈し社会学の成立が明白な形態を把持できず、ここに問題の複雑性が存したと考えられる。¹⁷⁾

3.

3月革命以前に社会問題との対決、および国家科学にたいして社会科学の独立の要求をした知識人の一人であるシュタインは、¹⁸⁾1850年改訂第三版の『1789年から今日にいたるフランス社会運動史』¹⁹⁾を発表する。彼はここで、「フランスの歴史は社会の理論に対する偉大なる証明²⁰⁾」であり、諸法則、諸概念が演繹される点として注目し、思想の深い偉大なるドイツは「社会の科学へと、即ち社会の要素と現象との客観的なそれ自体真実なる認識へと向上²¹⁾」させることを任務としなければならぬとし、「彼は社会の科学の創建者であることを望んだ。²²⁾」社会運動の怒濤が

11) S.Hook, From Hegel to Marx, 1958, p.199, J.Weiss, Dialectical Idealism and the Work of Lorenz von Stein (International Review of Social History, Vol.8, 1963, p.79)

12) G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 1821

13) H.Nitzschke, op.cit., S.126

14) W.Windeiband, op.cit., S.56

15) W.A.Dunning, A History of Political Theories, From Rousseau to Spencer, 1920, p.340, p.345f., p.403

16) 清水幾太郎「社会学批判序説」1933, 31頁

17) 同上, 25, 29, 30頁

18) E. Angermann, op.cit., S.174-175

19) Die Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage (3Bde.) 1850, (G.Salomon, hg., 1921) (以下, GBFと略す)

20) GBF, S.147

21) Ibid., S.141

22) J.Weiss, op.cit., p.79

押し寄せる現在「社会問題は彼の思考と行動の中心²³⁾」なのである。この三巻本の結論『社会の概念とその運動法則』は社会に関する本質的原理を示したもので、結論的な性格をも保持している。彼はこの原理によってフランス社会の歴史の叙述を意図したのでありこの『社会の概念と運動法則』が社会学成立史の観点から最も重大な部分であることを確認できる。

シュタインが社会を国家と区別したことは重要である。²⁴⁾彼の理論はヘーゲルの静寂的瞑想的精神を現実主義、活動主義によって克服し、²⁵⁾支配者と服従者、有産者と無産者の運動として弁証法的概念により構成される。この階級論の鍵概念をなすのが物質的と精神的との二種の「財貨」(Güter)概念でありこの財の所有が人格の発展を制約すること、個人の私的な財貨獲得、すなわち私有財産制が絶対的に前提されている。物質的、精神的の双方において劣った抑圧されたプロレタリアートは不自由の体现者となり、社会は歴史のおこる地盤として自由の運動が発生し社会運動の理論が形成される。この自由は人格的完成のための精神的平等の実現を目標とするもので、社会は精神的倫理的な意味もっていた。このため、シュタインはしばしば観念論者と形容されている。²⁶⁾彼がプロレタリアートを明確に把握し概念化した功績は確認しておかねばならない。そして社会は有機体で社会の原理は「利害の関心」であり、この根底には財力を所有し他人の隷属により自己の完成をめざす「人格の原理」が存在するとされるのである。社会と共に人間共同体の生活エレメントを構成するのが国家である。

国家は有機体で自律的なものであり、最高の人格として最高の権力を持ち、最高の発展への最高の能力を所有し、国家の発展は個人の発展と同義であり、自らの原理として「方人の発展の配慮を課題とするのである。そのため国家意志の形成と決定への個人の参与機構として国家の憲政があり、この参与の権利は個人の国家的自由であり、さらに国家の行政がある。このような国家を充足するものが君主制なのである。以上の国家論は抽象的な「原理としての国家」であり「実在としての国家」が対立的に現われる。これは国家が社会により浸透される結果の産物で通常、有産階級

により国家権力が掌握される階級国家となり不自由と化した国家となる。ここにヘーゲルから離別したシュタインの進歩的意義が認められる。「国家と社会との間の敵対関係は、シュタインの社会学の根本思想²⁷⁾」となるのであり、彼の国家観は「一部はヘーゲル的な性格と一部はまったく自由主義的な性格とが不思議にも結合している²⁸⁾」と指摘される。

「シュタインの独創的な発見はこの社会を支配している平等と自由の問題性と『キリスト教的ゲルマン的』生活の根本前提からのその問題性の出現に関するもの²⁹⁾」であり、国家と社会の相関関係の中で展開される不自由に源泉をもつ「社会運動」が彼の中心的根底的軸をなしている。ここに彼の非凡な時代認識を読み取ることができよう。人間は本性上、自由と平等を体现する人格の視点から規定され、この人格という理念は人間の課題の実現に対し決定的な意味を持ち、こうした人間の本性に関わるものが妨害される状況において社会運動が惹起されるのである。社会がこうした問題性の真の領域として理解されるのは彼の人間の規定を実現しようという要求であり、この要求が社会的問題性の真の源泉として発見されているのであって、シュタインの国家と社会は平等と自由との意味の系譜なくしては無意味なものになってしまう³⁰⁾こうしたことから導き出された諸法則に「普遍妥当性」と「歴史的解釈一般のための手掛り」とが要請されるべきならば、人格、自由、平等という人間の諸規定は「存在論的構成的諸特徴の性格をもたざるを得ない」のであるが、これを「体系的論述の全体に転化している」ことにより、つまり人間の規定に対して社会的秩序が決定的な意義をもつということにより、探究の分野は新たなものとして拡大展開され社会学の体系に対する要求を満足させているといえる。³¹⁾この根底には自由と平等の阻害は社会的秩序の結果であるという認識が彼自身の体験に依拠していることは言うまでもない。

彼によると、自由の運動は「国家や社会よりも一層強力な、両者を再び自由のために奉仕するようにし向けるものは人格とその本分なのであり、³²⁾」この「人格とその本分」が出発点なのであった。この自由の運動が順応する三原則

23) H.Nitzschke, op.cit., S.136

24) W.A.Dunning, op.cit., p.340ff., H.Nitzschke, op.cit., S.125

25) H.Nitzschke, op.cit., S.118ff.

26) Ibid., S.132, S.138, J.Weiss, op.cit., p.77

27) H.Marcuse, Reason and Revolution, Hegel and the Rise of Social Theory, 1955, p.381

28) S.Landshut, Kritik der Soziologie, Freiheit und Gleichheit als Ursprungsproblem der Soziologie, 1929, S.103

29) Ibid., S.109

30) Ibid., S.108ff.

31) Ibid., S.120ff.

32) L.v.Stein, op.cit., S.75-76

の第一は社会秩序の領域において開始され進行せざるを得ないということであり、第二の原理は憲政と社会法との改造である。国家は理念上自由の原理を代表するのであるから、第三は国家の方に転換して新憲政の確立となり、こうして「社会秩序の領域」は置き去りにされ、国家の次元へと変位するのである。³³⁾この「三原則」の矛盾はシュタインの論の到達点を予兆するものといえよう。

国家と社会は不断の斗争状態にあるが「独立した国家理念が社会とその秩序との中へ没落してしまうことが共同体の死を意味すること³⁴⁾」なのに対し、非人格的な社会が人格的なものである国家の中へ没入するような事態、換言すれば両者の絶対的平和は神的なもの如く不可能とされるのである。そして彼は不自由克服のための社会運動の帰結を「社会改革」とする。この原理は「社会の有産階級が彼ら自身の最高の利害を充分理解すれば彼らの社会的勢力の全力で、国家と国家権力との全ての援助を得て社会改革のために倦むことなく活動するように、自己の利害関心そのものによって要請されていることを意識すること³⁵⁾」であり、労働者に資本所有者への処置を講ずることなのである。³⁶⁾これは国家権力が無産階級を同盟者に見出すというシュタインの創造した思想であり社会思想史的には無視できない。³⁷⁾しかし我々は有産階級が支配層として国家権力を掌握し、自己の安定化、自己の利益のためにのみ使用することが内部的本性に基づいた必然性であるということを思い起すのは困難ではあるまい。それ故「彼が国家に対し囑望したのは確かに矛盾であり、³⁸⁾」上記の「人格とその本分」に對しても矛盾し、国家と社会との完全な調和は不可能であるにもかかわらず、神的なものの実現を彼は国家に託したものと推定できよう。彼のこの解決論について「その実現の担い手をみだしえないまま再び観念的、抽象的自由の領域に逃げかえる³⁹⁾」と言われるとき、「人格とその本分」との矛盾が指摘されているのである。理論的出発点においてヘーゲル主義者であった彼は「その国家社会主義的

帰結においてもまたヘーゲルの系統に属するものであった⁴⁰⁾」と断言されるとき、「社会改革の原理」の自己撞着が指示されているものといえる。しかしながら、この帰結は反ヘーゲル的ではないものの、非ヘーゲル的であり、ユートピア的な解決と混同すべきでなく、⁴¹⁾国家の社会政策的な使命が確認でき、ここにヘーゲルとの相違があり、それと不可分の社会思想的意義がある。

4.

シュタインは「科学の特定の理念と関連させながら歴史的発展の解釈⁴²⁾」により「社会の科学」の樹立を志向するが、その理由は「科学理論上の考察からでなく、むしろ1789年以來の社会理論や社会運動を決定的に広範囲に研究しかつ個人的に経験した⁴³⁾」からであり、ここから「シュタインの輝く天賦の才能が最も美しい花を開かせた⁴⁴⁾」社会学確立への道がはじまるのである。これは社会学の哲学からの解放として、即ち「社会学は哲学の隠れた内容をひきついでそれを社会的な理論と実践に移すという意味で哲学を『否定』するものではなく、哲学から分離されて独自の領域と真理とをもつ一領域として⁴⁵⁾」、いわば「反哲学的な傾向⁴⁶⁾」として確立されるのである。彼は既存の国家学に對し「社会の科学」の優越的地位を予想するが、⁴⁷⁾この「社会の科学」(Wissenschaft der Gesellschaft)の名称は何よりもまず国家学にたいする意味をもっていった。これは国家学の一部をなすのである。彼は『社会運動史』(1850)では「社会の科学」という術語を用いていたが、1856年の『国家科学の体系』の第二巻を『社会学』(Gesellschaftslehre)とし、その序文で「私はついに人間社会の種々の要素、秩序および運動に関する研究が学問の新しい一領域を形成するのみならず、学問の多くの古くからの部分に新しい形態と新しい生命を与える機運をもたらすものと確信するに至った⁴⁸⁾」と述べ

33) Ditto.

34) Ibid., S.32

35) Ibid., S.137ff.

36) Ibid., S.136

37) H.Freyer, Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft, 1930, (以下, SAW と略す) S.292

38) H.Freyer, Einleitung in die Soziologie, 1931, S.73

39) 秋元律郎「シュタイン」1959, 51頁

40) 樺俊雄「ドイツ社会学」(東京社会科学研究所編『社会学史』1948, 136頁)

41) H.Freyer, op.cit., S.74, W.A.Dunning, op.cit., p.385

42) S.Landshut, op.cit., S.98-99

43) Ditto.

44) C.Menger, London School of Economics and Political Science. Series of Reprints of Scarce Tracts in Economic and Political Science, No.19, 1935, p.262

45) H.Marcuse, op.cit., pp.375-376

46) Ditto.

47) L.v.Stein, op.cit., S.44

社会学—Gesellschaftslehre—の成立可能性を宣言する。彼は国民経済学を国家科学の一部門とし人間相互の物質的秩序を対象とする。同様にこの国家科学の一部門を構成する社会学は社会の領域、すなわち人間相互の精神的秩序を対象とした。ここで重要な点は「今後、社会の認識を科学的な課題とすることである⁴⁹⁾」とされ、社会学の独立性が明白にされていることである。⁵⁰⁾このようにシュタインの社会学は「充分一つの自律的な科学としての体裁をととのえていた⁵¹⁾」しかし物質的な面を取扱う国民経済学が既存のため、それだけ社会学の独立化は容易でなかったと考えられる。

ランツフトはシュタインが新しい科学への意図に拘泥しなかったあいだは「換言すると彼が一般合法則性と普遍妥当的な諸原理への期待からまだ自由であった間は、彼は依然として自己の認識した問題性の歴史的諸前提に対して自由な眼を持っていた⁵²⁾」という。1842年の『現代フランスの社会主義と共産主義』（第一版）から1850年の『社会運動史』では「体系論の必然性へずっと接近し歴史的現実には普遍妥当性という点でははるかに『分析の重要なならざる対象』となっている⁵³⁾」のであり、『社会運動史』は「科学の固定した観念の束縛とこういう観念に照応する科学の基礎づけへの傾向とのもとに、歴史的発展は理論的に演繹された原理や法則から導きだすという形式で叙述されて⁵⁴⁾」おり、「彼は社会現象の普遍妥当的な体系論に対する要求を体系においてのみ実現されるヘーゲルに由来する科学の概念と、さらにそのうえ普遍妥当性の理念から引きだした⁵⁵⁾」と指摘される。さらに1856年の『社会学』は「国家と社会の『純粹』概念から純粹思考を通して展開させられた普遍妥当的な合法則性として表現され⁵⁶⁾」体系的なもの必然性の立証を課題とした。しかし、「以前の叙述のなかでいつも『法則』と称されているものと比較す

ると、歴史的事実の直観性からははなはだしく遠ざかっていることと、体系の必然性への関心が固定していることが、以前の叙述において彼をして法則について語るように促していた見方を失わせていることがわかる」と評されるのである。⁵⁷⁾シュタインは過去を包摂し将来をも支配するあらゆる時、あらゆる状況の下に妥当する諸法則を論ずるのであるから、一定の発展段階、即ち歴史的事実によって答えられるのでなく人間生活の両エレメントである国家と社会との本質によって、あるいは、人間の人格の絶対的諸要素によって答えられるという⁵⁸⁾。ここには歴史主義的な観点は見られずシュタインの基本的観点が同がわれて興味深いのであるが、歴史的現実そのものを直接いきいきと観察することにより、即ちまさにこうした国家と社会の「対立そのものが全く特殊な具体的な歴史的状況から発生するものであることを我々は認識しなければならない⁵⁹⁾」のである。ともあれ彼は現実的に社会を体験したことにより『現代フランスの社会主義と共産主義』を著わしたが、以後は法則の探究を志し哲学的ドイツ的な帰結へと歩むことになる。

それとともにシュタイン社会学のもつもう一つの意味を確認しておきたい。国家と社会との弁証法的関係が彼の社会学の中心に位置していたが、マルクーゼはこの国家と社会との分離によって近代社会の実際問題を処理する仕方が社会学の進歩にとって最も重大な意味をもっている⁶⁰⁾。彼は次のように言う。第一に「階級的な敵対関係が、社会の一般的な不変の法則⁶¹⁾」とされ、「初期社会学の実証主義的な肯定的な傾向⁶²⁾」にあること。第二に「彼は近代社会の根本的な矛盾を二つの異なった領域、つまり、国家と社会という二つの領域に配することによって中和させる⁶³⁾」のである。すなわち国家=自由と平等、社会=不自由と不平等とされ「社会に固有な矛盾は国家と社会との敵対関係にかえられ⁶⁴⁾」、この問題を解決するのが社会改革

48) L.v.Stein, System der Staatswissenschaft. Bd. II: Die Gesellschaftslehre, Der Begriff der Gesellschaft und die Lehre von den Gesellschaftsklassen, 1856, (以下, SBG と略す), Vorwort.

49) Ibid., S.269

50) Ibid., S.9, H.Nitzschke, op.cit., S.132. 国家科学の体系については阿閉吉男「代表的社会学者—ドイツ編」1954, 32頁以下を参照。

51) 秋元, 前掲書, 64頁

52) S.Landshut, op.cit., S.110

53) Ibid., S.102

54) Ibid., S.107

55) Ibid., S.99-100

56) Ibid., S.107

57) Ibid., S.100-101

58) BGF, S.46, S.50, SBG, S.36

59) S.Landshut, op.cit., S.106, K.Mengelberg, op.cit., p.271

60) H.Marcuse, op.cit., p.382

61) Ditto.

62) Ditto.

63) Ditto.

64) Ditto.

である。これが「シュタインの社会学が、その弁証法的な方向から転じて実証的社会学思想にしたがう⁶⁵⁾」ところであり、また社会学が確立されるためには「このように経済過程の内部における敵対関係に焦点を合わせるやり方は放棄されねばならなかった⁶⁶⁾」点なのである。マルクーゼは以上のように論じ、「シュタインは、あらゆる矛盾の適当な解決策として社会改革を要求しつつ、弁証法を客観的法則の全体に変え、弁証法の批判的要素を中立化したのである⁶⁷⁾」と結論的に言う。またフライヤーは「社会学が対象にもつのみならずそれ自身代表している弁証法の意識は全ての社会学者に共通であり、あるいはむしろこの学問自体の本質に根ざすものである。……弁証法的な生起は社会学において科学的な自覚となる。何となればこの生起はかかる理論的な転回なくしては前進しないからである。従って社会学はそれ自身、完全な即ち真に弁証法的な語義において歴史的現象である⁶⁸⁾」という。しかし彼の言う如く社会学が弁証法的な意味における歴史的現象であることは首肯できようが、社会学の本質として弁証法を持つと断言するのは疑問とせざるを得ない。マルクーゼが論述したようにシュタインにおいては弁証法が消失し、実証主義的な肯定的傾向と社会改革とが新たに入れ替ったといえる。

5.

シュタインは人間の自由と平等を実現しようという意欲を持っていたといわれるが、果して彼は平等をどのように把握していたのであろうか。彼は平等を精神的財貨、すなわち教養と不可分に理解し、この教養は必ず人間の概念的平等性を宣言し下層階級の運動の原理となり⁶⁹⁾「この原理の登場は自由の理念の社会秩序との対立が現われる地点を示す⁷⁰⁾」のであり、社会的自由への運動の意識的な端緒となっている。社会的不平等、不自由の現出を前にしてこの原理から政治的革命初期における憲法学説、社会運動発端期における社会理論などが形成されるのである。⁷¹⁾そして平等の理念の「第一の社会的内容は個人財産の否定⁷²⁾」であり、その適用例が共産主義と社会主義とであるが、これら

は矛盾として斥けられ、社会民主主義の理念という最高頂に達せざるを得ないとされ、この社会民主主義には社会改革と社会革命の二つの道が存在する。⁷³⁾こうして「外部的人格生活の理想⁷⁴⁾」と平等原理との関係が最終的に問題となる。彼は「この理想は平等の理念の実現の中には存しない⁷⁵⁾」と断言する。人間は概念上は平等であるが、しかし、それ以上のものであってそれから独立した個性であり、「平等の理念は概念ではなくして歴史的事実である。従ってこの理念は真理の生活を送るのではなく歴史的現象の生活を送る。⁷⁶⁾」人々は平等を実生活において歴史的事実として仮定した如く、学問においては哲学的事実として仮定したのである。それ故「この人間の平等はかつて現実に存在したこともないし、これからも存在しないであろうように、また考えることも出来ないからである⁷⁷⁾」とシュタインは言う。このように彼における平等は物質的でなく、精神的・倫理的であり、さらにまた重要なことは、人格の理想においては排斥されていることである。このことは自由と対照的で、決して無視できない。シュタインの場合、自由と平等とを並列的に考えることは不可能であり注目したい。

当時、19世紀前半のドイツはなお農業と手工業が主要産業であり、工業は西南ドイツの初期産業資本によって漸く発展の道を歩みはじめていたにすぎない。彼らはイギリス資本から国内市場を防衛するため保護関税政策を主張したが、北ドイツの貿易資本とこれに結合する東エルベの農場領主はイギリスとの交易の必要上、自由貿易論を主張した。プロイセン絶対王制の前者への対応の所産が1834年のドイツ関税同盟であり、これによって国内市場と初期産業資本の形成が推進され、産業革命の母胎となったのである。即ち、政治的統一の前提としての経済的統一がなされたものといえる。他方、1848年のドイツ3月革命とフランクフルト国民議会の破産はドイツの統一を未解決にしたことと共に、社会主義運動の成長をも示したのである。こうした社会状況のもとでシュタインは我々が研究するものは「人間共同体が自力で自らの内部的矛盾を克服しようと企

65) Ibid., p.387

66) Ibid., p.379

67) Ibid., p.388

68) SAW, S.167-168

69) BGF, S.86-87

70) Ditto.

71) BGF, S.112ff.

72) Ditto.

73) BGF, S.124

74) Ibid., S.131ff.

75) Ditto.

76) Ditto.

77) Ditto.

てる場合の発展法則であって、決してその場合の方策ではない⁷⁸⁾」と言明する。しかし彼の社会学には解決、更には将来への対策が包含されていたことは見逃し得ない。

シュタインは元来ヘーゲル学徒であり「社会の学はドイツにあってはヘーゲル的な社会と国家との関係の変革から生れた⁷⁹⁾」これを生起せしめたものはフランスの社会思想なのである。彼は既にドイツにおいて反形而上学的の見地をもっていたが、フランスにおいて初めて決定的に「社会の学問」への眼を開かせられるのである⁸⁰⁾。こうして彼がドイツの社会理論の発展に及ぼした影響は微々たるものであったにせよ「ヘーゲルの伝統とフランスの思潮とを融合させ、重点を社会の構造に置き換え⁸¹⁾」てドイツの国家哲学の発展に断絶をもたらしたことを無視するわけにはいかない⁸²⁾。19世紀前半における封建的色彩の著しい、ここ後進ドイツにおいては「創造さるべき市民社会と克服さるべき市民社会という、まったく歴史的に段階を異にした現実が同時にのしかか⁸³⁾」ているのをシュタインは鋭い慧眼で見抜き、ドイツ固有の打開策を案出したと断言できよう⁸⁴⁾。ここでシュタインは議会システムを締め出した社会改革を提示する。しかしこの社会改革による社会的王国 (soziales Königtum) は彼の社会把握から導き出される必然性を有していない。彼が革命の不安から、またヘーゲルの国家理念の影響から、そして啓蒙された絶対主義のよき君主たちの観念から高度に思弁的に考案したものであり⁸⁵⁾、これは「経済学的一唯物論的利害学説の結論からの驚くべき逃亡である⁸⁶⁾」ともいえる。シュタインは「古典的国民経済学および初期社会主義の社会批判の諸要素から形成された唯物論的一弁証法的社会学⁸⁷⁾」の上にヘーゲルの観念論的な国家把握を接木できると考えたのであるが、そこに彼の失敗があり、すでに得た現実主義的な諸相をも失うはめに陥

ったといえよう⁸⁸⁾。そこには彼の内的な矛盾の無意識か、あるいは論理的確性よりも彼の実際的な任務が優先した姿を読み取ることができる⁸⁹⁾。こうした理由からシュタインは理論家としてはエビゴネンであったと言われるのである⁹⁰⁾。

シュタインを評して「国家社会主義」(清水幾太郎)⁹¹⁾、「保守的社会主義」(ザロモン)⁹²⁾、「社会学的ヘーゲル主義」(フォーゲル)⁹³⁾の命名はいずれもこの「『上からの改革』を説く保守主義者⁹⁴⁾」の形容である。またシュタインの独自の意義は「自由主義と保守主義の綜合よりも寧ろ社会主義と保守主義との綜合を意図したところに、ヘーゲルよりも更に近代的な意義を有する⁹⁵⁾」折衷的保守主義と総括される。しかし、ここで評されるように果してシュタインに「社会主義」思想と言われるものがあつたのであろうか。前述のごとくフランスの社会主義思想はフランス革命の伝統と産業革命の進展とを背景として、社会の指導階級の理性や良識に訴えるものであつたが、現実においてドイツはフランスと異なり産業革命は漸く緒につきはじめたばかりであり、したがって小生産者層の没落の過程は存在せず、また指導階級は民族国家の統一という課題をもち国家と不可分の関係にあつたと考えられる。それゆえ、フランス革命の伝統なきシュタインにとっては、彼が「平等の原理」を否定したことによって判明するように、その社会主義思想を受容することははなはだ困難な事であつたと思われるのである。彼はわずかにコンシデランの階級論やサン・シモン主義者やルイ・ブランの国家による生産の再編成などを学び取つたのであろう。こうして彼は社会改革を唱えるが、これは国家による社会政策的な、いわば社会改良主義的な性格にすぎなかつたのであり、彼には社会主義思想は存在せず、シュタインが「19世紀のドイツ社会理論をなされる一般的な傾向⁹⁶⁾」を脱却し切れていない姿を認めざ

78) BGF, S.131

79) 清水, 前掲書, 320頁

80) H.Nitzschke, op.cit., S.119, S.126ff.

81) H.Marcuse, op.cit., p.363

82) Ditto.

83) 秋元, 前掲書, 69-70頁

84) 同上, 72頁

85) E.Angermann, op.cit., S.182, S.189ff.

86) Ibid., S.189

87) Ibid., S.190

88) Ditto.

89) E.Angermann, op.cit., S.188

90) H.Nitzschke, op.cit., S.137, J.Weiss, op.cit., p.82f.

91) 清水, 前掲書, 322頁

92) G.Salomon, Encyclopaedia of the Social Sciences (E.R.A.Seligman and A.Johnson ed., 1935, Vol.XIV. p.381)

93) P.Vogel, Hegels Gesellschaftsbegriff und seine geschichtliche Forbildung durch Lorenz Stein, Marx, Engels und Lassalle, 1925, S.200

94) 秋元, 前掲書, 38頁

95) 新明正道, 「社会学要講」1935, 263頁

96) 秋元, 前掲書, 67頁

るを得ない。彼が当時の「君主制的官僚国家のイデオロギー⁹⁷⁾」となる所以である。それと共に、否、それよりもむしろ、シュタインの社会改革にはヘーゲル的な国家哲学と西ヨーロッパに起源をもつリベラルなものとの二つの根本傾向が存在し、危機的なドイツの1848年のあの過渡期におけるリベラリズムの波及の範囲を例証するものとなっている⁹⁸⁾。

6.

シュタインの社会学の後世への影響は彼自身が1856年の第二巻『社会学』の後、行政学、財政学の方へ転じたことや20世紀初頭のドイツ形式社会学の興隆などによって「ドイツ社会学の発展に対する感化はきわめて微弱だった⁹⁹⁾」とされている。彼はむしろ国家学者、社会哲学者、国民経済学者等に示唆を与えたのである。またグリュンフェルトによるとシュモラーらの「ドイツ国民経済学はドイツ社会科学の継承者となった¹⁰⁰⁾」のであり、この国民経済学と社会政策への影響をシュタインの大なる功績としている¹⁰¹⁾。まさにこのようにシュタインの根幹をなした社会政策の思想は後のシュモラー、ヴァグナーなどの講壇社会主義に受けつがれ、ドイツ史上に一つの役割を演じたのであって、この事実こそシュタインの最も重要な社会思想的な意義が存するのである。そして旧歴史学派経済学を社会学と結合させ「国民経済学があらゆる社会学にかわるべき非常に広汎な学問になった¹⁰²⁾」ことはシュタインに負うところが少なくないと評されるように、とりわけ注目すべきは資本主義のドイツ的形を問題とし、歴史的経済学を展開した旧歴史学派経済学から資本主義下における社会問題を社会政策によって解決せんとした新歴史学派経済学への転換に対して一つの媒介的なきっかけを彼が与えたと解することが可能であろう。こうしてシュタインは市民社会に対する国家の優越性という「ドイツ固有の思维様式を社会科学のうちに¹⁰³⁾」定着させ、マルクスに明確に対立する学説

を展開することによってドイツの社会科学の源流となり、ドイツの社会科学に思想的支柱を賦与したのである¹⁰⁴⁾。

社会学成立史においてシュタインの占める位置を次に確認しておきたい。ヴィーゼは彼を社会学の先駆者と考えることに反対であるが、このような否定的な見解はごく少数にすぎない¹⁰⁵⁾。むしろ、どちらかという社会学の自立過程での促進的な業績によって不十分なながらも条件付きで社会学成立における彼の意義が認識されているものが散見される¹⁰⁶⁾。さらには1850年の『社会運動史』は「最も明瞭に社会学的問題を提出することによって、最初のドイツ社会学となったのである¹⁰⁷⁾」と断定されるのを典型として、このように全面的にまたは無条件的にシュタインにドイツ社会学の創始者の栄誉が賦与されることも若干見られるのであるが¹⁰⁸⁾。我々はシュタインの意義をこのような傾向においてではなく、むしろより限定して把握すべきであろう。

ヴィーゼはシュタインが市民社会なる社会的構成物の認識については卓越した貢献をしているとし、さらに「もしコント、ウォード、シュッフレのような人たちを社会学系図の中に列せしめるならば、『社会運動』及び社会階級関係についての思索をこのように展開して大きな影響を与えた¹⁰⁹⁾」シュタインを排除する必要はないであろうと論じているのは教訓的であり、シュタインの意義の核心を示唆するものと考えられるのである。すなわちシュタインは彼以前の民族、国民を対象としたものとは異なり、社会の概念を導入し「社会と国家とを共同社会の要素として総合的に把握したその出発点がむしろはるかに社会学的であり¹¹⁰⁾」ここにおいて現実主義的転回によってヘーゲルの概念構成より、さらに実証的な分析を現実の地盤においてなし、経験的社会理論が形成されたと見るべきであろう¹¹¹⁾。だが、シュタインの大きな功績としては、プロレタリアートの概念と階級斗争理論の提示をあげなければならない。彼はどんな社会にも見られる貧困と区別して、資本主義下の歴史的なカテゴリーとしてプロレタリアートを把握し、国家権

97) 同上, 72頁

98) E. Angermann, op.cit., S.205

99) 新明正道「ドイツ社会学と社会科学」, 前掲『社会科学の諸系譜』64頁

100) E. Grünfeld, Lorenz von Stein und die Gesellschaftslehre, 1910, S.251

101) Ditto.

102) E. Grünfeld, op.cit., S.246

103) 秋元, 前掲書, 73頁

104) 同上, 「はしがき」2頁, 73-74頁

105) L.v. Wiese, Soziologie : Geschichte und Hauptprobleme, 1931, S.99, 樺, 前掲書, 137頁

106) 阿閉, 前掲書, 42頁, 尾高邦雄「現代の社会学」1958, 4頁, 新明, 「社会学史」105頁

107) 加田哲二「近代唯物的社会観の発展」1931, 318頁

108) SAW, S.104, F. Oppenheimer, Richtungen der neueren deutschen Soziologie, 1928, S.8, 秋元, 前掲書, 28頁, 安西文夫「社会学史概説」1949, 38頁, 岩井弘融他編著「社会学」1959, 37頁

109) L.v. Wiese, op.cit., S.98ff.

110) 新明, 「ドイツ社会学と社会科学」63-64頁

111) 同上, 62頁

力を保持支配し資本を所有する有産階級との永続的な斗争、そしてそれが歴史の進行を形成するとしたことである。¹¹²⁾ このシュタインの階級斗争理論はドイツに影響を与えたのであるが、¹¹³⁾ このことによって彼をドイツ社会学の創始者として把握することが最も確と言えるのである。¹¹⁴⁾

最後にシュタインとコント、スペンサーらの成立期社会学の特徴との関連を検討したい。第一の成立期社会学の特徴は唯一の社会科学とされた総合社会学という性格であり、社会有機体説を唱えたことである。彼もまた国家と社会とを有機体として捉えたが、彼の場合、国家科学がその唯一の社会科学に該当していたと考えられる。第二は社会発展

に関する歴史哲学的法則の樹立であったが、シュタインは来たるべき時代は人格が地上生活の最高の本分となることを言明したにすぎず、むしろ前述の旧歴史学派経済学の発展段階説がこれに相当すると言えよう。そして鮮明な実践的志向が第三のそれである。これに関しては前述した如く彼の社会改革もまさにその証左なのである。また同時代に社会学と逆の革新性を示して誕生した社会主義思想に対し、シュタインも同様に拒否したことも留意に値しよう。この成立期社会学の特徴とシュタインとの相違はまさしく彼の時代のドイツをより鮮明に浮き立たせるように思われる。

112) S.Hook, op.cit., p.199, V.G.Simkhovitch, *Marxism versus Socialism*, 1913, p.175f., E.Angermann, op.cit., S.190

113) V.G.Simkhovitch, op.cit., p.180. なお、この階級斗争の理論がマルクスに影響を与えたか否かについての論争には本論ではふれない。H.Nitzschke, op.cit., S.135 Anmerkung 参照

114) 註7) 参照

115) W.A.Dunning, op.cit., p.340f.